

奈良県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和六年五月十日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人杏樹たけつな小児科 クリニック	生駒市真弓一丁目二一八	令和六年三月一日
医療法人桜梅桃李さくら歯科 医院	○ 生駒郡三郷町勢野北一丁目二一 二	令和六年三月一日
たいよう歯科	磯城郡田原本町大字阪手一八七 一 六	令和六年四月一日
アイセイハート薬局五位堂店	香芝市瓦口二二五三番 クリニッ クステーション五位堂一階	令和六年四月一日
やまおか胃腸・内視鏡内科ク リニック	香芝市瓦口二二五三番 クリニッ クステーション五位堂四階	令和六年四月一日